

議案第17号

栗山町債権管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「町の債権」とは、金銭の給付を目的とする町の権利をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 町の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(町長等の責務)

第4条 町長等（地方公営企業の管理者の権限を行う町長を含む。以下同じ。）は、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより、町の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 町長等は、町の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備するものとする。

(徴収計画)

第6条 町長等は、町の債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策定するものとする。

(専決処分)

第7条 町長は、訴訟手続等により町の債権の履行を請求する場合における訴えの提起、和解及び調停に関して、その1件の金額が100万円以下であるときは、町長専決処分事項について（平成20年3月19日議決）により処理することができる。

2 町長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを議会に報告しなければならない。

(債権の放棄)

第8条 町長等は、町の債権（消滅時効について時効の援用を要しない債権を除く。）について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該債権の全部又は一部を

放棄することができる。

- (1) 当該債権につき消滅時効が完成したとき（時効完成後に債務者が当該債権につき一部を履行したとき、その他債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける債権及び本町以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (5) 当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、町長等が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

2 町長は、前項の規定により債権を放棄したときは、規則で定めるところにより、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。